

(証券コード3079)

平成23年6月13日

株 主 各 位

本店所在地 東京都練馬区小竹町一丁目16番1号
本社事務所 東京都豊島区高田二丁目17番22号
ディービーエックス株式会社
代表取締役社長 若 林 誠

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル
コンファレンススクエア エムプラス10階 「グラント」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第25期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dvx.jp>) にて、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の改善や政府・日銀による経済・金融政策等を背景に企業収益が改善する等、一部で景気回復の兆しも見られましたが、雇用情勢や所得環境が引き続き低迷するなかで、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。また、去る3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な地震・津波被害をもたらすとともに、福島第一原発事故にともない電力供給の不安や風評被害が生じる等、わが国経済全体に深刻な影響を及ぼしております。

当社が属する医療機器業界におきましては、平成22年4月に医療機器の公定価格である保険償還価格の引き下げが実施され、当社主力商品の販売価格が下落傾向にあり、経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような情勢のもと、当社では、静岡エリアへの販路の拡大、東京営業所の新設等、地域密着型営業の強化に取り組んでまいりました。また、メーカーとの連携強化、人材教育の充実等、より競争力のある企業体制構築に努め、事業拡大に注力してまいりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は18,000,829千円（前期比14.0%増）、営業利益779,873千円（同17.9%増）、経常利益784,369千円（同17.3%増）、当期純利益357,145千円（同9.9%増）となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりです。

| セグメント別    | 前事業年度<br>(平成21年4月1日から<br>平成22年3月31日まで) |        | 当事業年度<br>(平成22年4月1日から<br>平成23年3月31日まで) |        | 増減        |         |
|-----------|----------------------------------------|--------|----------------------------------------|--------|-----------|---------|
|           | 金額(千円)                                 | 構成比(%) | 金額(千円)                                 | 構成比(%) | 金額(千円)    | 増減率(%)  |
| 不 整 脈 事 業 | 13,581,038                             | 86.0   | 14,688,732                             | 81.6   | 1,107,694 | 8.2     |
| 虚 血 事 業   | 2,188,918                              | 13.9   | 2,918,310                              | 16.2   | 729,392   | 33.3    |
| そ の 他     | 23,599                                 | 0.1    | 393,785                                | 2.2    | 370,186   | 1,568.6 |
| 合 計       | 15,793,556                             | 100.0  | 18,000,829                             | 100.0  | 2,207,272 | 14.0    |

#### (不整脈事業)

不整脈事業では、営業エリアの拡大と地域密着型営業強化の一環として、8月に東京営業所を開設し、新規顧客の増加に努めた結果、主力商品の心臓ペースメーカー、電極カテーテルが順調に売り上げを伸ばしました。特に、低侵襲の治療として適用範囲が拡大しているアブレーション（心筋焼灼術）治療用の電極カテーテルの販売を強化してまいりました。その結果、当事業年度の売上高は前期比で8.2%増加し、14,688,732千円（売上高構成比81.6%）となりました。

#### (虚血事業)

虚血事業では、代理店との連携を強化し、新規顧客開拓に努めました。主力商品の自動造影剤注入装置「ACIST」を核とし、バルーンカテーテルの販売にも注力する等、きめこまやかな顧客ニーズに対応した複合的な販売戦略を実施しました。その結果、当事業年度の売上高は前期比で33.3%増加し、2,918,310千円（売上高構成比16.2%）となりました。

#### (その他)

「その他」では、脳外科商品等の販売により、393,785千円（売上高構成比2.2%）となりました。

### (2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は146,952千円で、その主なものは、東京営業所の土地建物及び営業用固定資産等の取得であります。

その所要資金は自己資金をもって充ちいたしました。

### (3) 他の会社の事業の譲り受けの状況

当社は、平成22年6月に株式会社メディカルプロジェクトの医療機器代理店事業を譲り受けました。これにより、静岡県内に3営業所を新設し、営業基盤の強化をはかり、積極的な地域密着型営業を展開し、事業を拡大いたしました。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第22期<br>平成20年3月期 | 第23期<br>平成21年3月期 | 第24期<br>平成22年3月期 | 第25期<br>(当事業年度)<br>平成23年3月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売上高(百万円)       | 11,740           | 13,080           | 15,793           | 18,000                      |
| 経常利益(百万円)      | 420              | 525              | 668              | 784                         |
| 当期純利益(百万円)     | 236              | 277              | 324              | 357                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 354.35           | 203.43           | 232.47           | 253.34                      |
| 総資産(百万円)       | 5,469            | 6,428            | 7,816            | 7,719                       |
| 純資産(百万円)       | 1,668            | 1,923            | 2,222            | 2,521                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 2,451.59         | 1,387.25         | 1,576.17         | 1,788.95                    |

(注) 平成20年4月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。

(5) 対処すべき課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

① 販売拡大

当社は、不整脈事業において関東地域に特化した営業を展開してきた経緯から、同地域への売上依存度が非常に高い状況にあり、販売地域拡大のため虚血事業の強化による全国規模での市場開拓に努めてまいりました。今後は、虚血事業で築き上げた営業拠点から不整脈事業を展開する体制を整備し、既存顧客とともに新規顧客の期待に応えられるよう総合的な販売力の強化をはかり、売上拡大に努めてまいります。

② 新商品ラインナップの拡充

顧客基盤の構築と新規顧客の開拓には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案することが必要であります。

そのためには、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。海外コンサルタントの活用やメーカーとの連携強化、社内体制面ではマーケティング部門及び薬事部門の強化に取り組み、新商品の獲得に努めてまいります。

(6) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。

以下、各事業について説明いたします。

① 不整脈事業

不整脈事業を担当しているヘルツ営業部門は主として関東地域において、医療機器商社及びメーカーから仕入れた商品を主に顧客医療施設に対し、販売しております（販売代理店）。今後、大阪営業所にも不整脈部門を立ち上げ、全国展開を推進してまいります。

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生または刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾病のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレスなどによって引き起こされるといわれております。

当事業においては、心臓ペースメーカ、I C D（植込み型除細動器）、電極カテーテル、アブレーション（心筋焼灼術）カテーテル等を販売しております。

② 虚血事業

虚血事業を担当しているバスキュラー営業部門は国内外の医療機器メーカーより直接仕入れた商品を、主として全国の医療機器販売代理店を経由し、医療施設に販売しております（国内総代理店）。

虚血とは、血管の狭窄または閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞などが代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症などによって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

当事業においては、自動造影剤注入装置「ACIST」、「エキシマレーザ」、バルーンカテーテル等を販売しております。

③ その他

「その他」においては、脳外科商品、消化器商品、放射線防護用品、書籍等を販売しております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

| 名 称        | 所 在 地       |
|------------|-------------|
| 本社         | 東京都豊島区      |
| 北海道営業所     | 北海道札幌市中央区   |
| 東北営業所      | 宮城県仙台市泉区    |
| 茨城営業所      | 茨城県土浦市      |
| 群馬営業所      | 群馬県前橋市      |
| 埼玉営業所      | 埼玉県さいたま市大宮区 |
| 東京営業所      | 東京都練馬区      |
| 八王子営業所     | 東京都八王子市     |
| 横浜営業所      | 神奈川県横浜市港北区  |
| 横浜南営業所     | 神奈川県横浜市金沢区  |
| 沼津営業所      | 静岡県沼津市      |
| 静岡営業所      | 静岡県静岡市駿河区   |
| 浜松営業所      | 静岡県浜松市中区    |
| 大阪営業所      | 大阪府大阪市西区    |
| 広島営業所      | 広島県広島市中区    |
| 九州営業所      | 福岡県福岡市東区    |
| テクノロジーセンター | 東京都板橋区      |

(注) 登記上の本店は東京都練馬区であります。

(8) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 197名 | 23名増   | 39.3歳 | 4.8年   |

(注) 1 平均年齢・平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

2 使用人数は就業人員であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額（平成23年3月31日現在）

| 借入先           | 借入残高      |
|---------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 188,260千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 130,750千円 |

2. 株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 5,500,000株

(2) 発行済株式の総数 1,409,743株  
(自己株式257株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 429名

(4) 上位10名の株主

| 株主名                              | 持株数      | 持株比率   |
|----------------------------------|----------|--------|
| 株式会社MSS                          | 391,600株 | 27.78% |
| 若林 誠                             | 354,000株 | 25.11% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)          | 108,900株 | 7.72%  |
| ディー・ブイエックス社員持株会                  | 48,700株  | 3.45%  |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託口)    | 45,900株  | 3.26%  |
| 川 端 敏                            | 33,600株  | 2.38%  |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)                  | 27,000株  | 1.92%  |
| メロンバンクエヌエー トリーテー<br>クライアント オムニバス | 25,900株  | 1.84%  |
| 岡 文 男                            | 20,800株  | 1.48%  |
| 鍋 谷 正 行                          | 18,000株  | 1.28%  |

(注) 持株比率は自己株式(257株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                        |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 若 林 誠   |                                                     |
| 取 締 役     | 戸 田 幸 子 | 執行役員 内部監査室長                                         |
| 取 締 役     | 柴 崎 浩   | 執行役員 営業統括本部長                                        |
| 取 締 役     | 村 松 光 春 | 村松公認会計士事務所代表<br>株式会社ハッピー商会代表取締役                     |
| 常 勤 監 査 役 | 小 原 照 久 |                                                     |
| 監 査 役     | 三 縄 昭 男 | 三縄昭男公認会計士・税理士事務所代表                                  |
| 監 査 役     | 中 村 眞 一 | コスモス法律事務所代表<br>株式会社コモダエンジニアリング監査役<br>株式会社京王自動車学校監査役 |

- (注) 1 取締役 村松光春氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、独立役員として大阪証券取引所に届け出ております。
- 2 監査役 小原照久氏、三縄昭男氏及び中村眞一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 監査役 三縄昭男氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 5 名     | 70,885千円  |
| 監 査 役 | 3 名     | 19,300千円  |
| 合 計   | 8 名     | 90,185千円  |

- (注) 1 取締役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 2 監査役の報酬限度額は、平成16年6月25日開催の第18期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
- 3 報酬等の額には当事業年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額3,150千円を含めております。
- 4 上記のほか、平成22年6月25日開催の第24期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 6,908千円



(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 村松光春

ア. 他の法人等の兼任状況

村松公認会計士事務所の代表及び株式会社ハッピー商会の代表取締役であります。  
同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に18回開催された取締役会全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

② 社外監査役 小原照久

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に18回開催された取締役会全てに、また、当事業年度に19回開催された監査役会全てに出席し、企業活動に関する豊富な知識から発言を適宜行っております。

③ 社外監査役 三縄昭男

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況

三縄昭男公認会計士・税理士事務所の代表であります。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に18回開催された取締役会全てに、また、当事業年度に19回開催された監査役会全てに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

④ 社外監査役 中村眞一

ア. 他の法人等の社外役員の兼任状況

コスモス法律事務所の代表及び株式会社コモダエンジニアリング、株式会社京王自動車学校の社外監査役であります。同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回中17回、また、当事業年度に19回開催された監査役会全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(4) 社外役員に対する報酬等

|              | 支給人員 | 報酬等の額    |
|--------------|------|----------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 4名   | 25,325千円 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

|                                          | 報酬等の額    |
|------------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                      | 28,180千円 |
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注） | 27,600千円 |
| 公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額                | 580千円    |

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である株式会社メディカルプロジェクトからの医療機器代理店事業の譲受に際し、資産の妥当性の評価に関する助言等を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、法令等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範・倫理に即して行動する。
- (2) 取締役、使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」「D V x 行動ガイドライン」を制定し、コンプライアンス強化のための指針として、教育・啓蒙活動を実施する。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、内部監査室がコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、教育・徹底を行う。
- (4) コンプライアンス体制の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する規程、マニュアルの整備、教育をはじめ、重大なコンプライアンス違反が発生した場合の調査・報告及び再発防止策の審議決定を行う。
- (5) 取締役、使用人による職務の遂行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室により、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役社長及び取締役会に報告する。
- (6) 社内において法令、定款及び社内規程違反行為または反倫理行為を通報する制度として、内部通報規程の制定・整備を行う。
- (7) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

### 2. 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行にかかわる重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、文書管理規程、機密文書管理規程及び電子機密情報管理規程に従い、適切に保管・管理する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他体制

リスク管理基本指針に基づき、コンプライアンス委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規則、職務権限規程及び業務分掌規程を定める。
  - (2) 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員よりその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い必要な対策を講じる。
  - (3) 代表取締役社長及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的に開催し、取締役会付議事項の事前検討のほか、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。
5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当面、監査役の職務を補助する使用人を置かない。ただし、監査役は必要に応じ監査役の指名する使用人に対して監査業務の補助を委託することが出来る。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から監査業務の補助を委託された使用人は、当該業務に関し取締役又は所属部門長の指揮命令を受け付けない。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は監査役会規則に従い、監査役に対し以下の場合について迅速な報告を行う。

  - ・ 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
  - ・ 取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
  - ・ 法令もしくは定款に違反する重要な事実を発見した場合

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため監査役会規則、監査役監査基準について以下のように定めている。

- ・取締役会その他重要な会議へ出席する。
- ・監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため意見交換を行う。
- ・監査役は必要に応じて会計監査人、取締役、内部監査室等の使用人その他のものに対して報告を求める。

#### 10. 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

#### 6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当ありません。

# 貸借対照表 (平成23年 3 月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|------------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>7,165,203</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>4,926,917</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 2,083,963        | 買 掛 金                   | 4,263,342        |
| 受 取 手 形                | 482,086          | 短 期 借 入 金               | 100,000          |
| 売 掛 金                  | 3,869,883        | 1 年 内 返 済 予 定 の 借 入 金   | 187,331          |
| 商 品                    | 601,715          | 長 期 借 入 金               | 2,575            |
| 前 渡 金                  | 107              | リ ー ス 債 務               | 78,245           |
| 前 払 費 用                | 21,552           | 未 払 金                   | 29,723           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 61,656           | 未 払 法 人 税 等             | 129,000          |
| そ の 他                  | 45,638           | 未 払 消 費 税 等             | 27,056           |
| 貸 倒 引 当 金              | △1,400           | 前 受 金                   | 7,678            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>554,535</b>   | 預 り 金                   | 11,354           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>215,851</b>   | 賞 与 引 当 金               | 90,608           |
| 建 物                    | 47,248           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>270,867</b>   |
| 機 械 及 び 装 置            | 677              | 長 期 借 入 金               | 102,636          |
| 車 両 運 搬 具              | 3,540            | リ ー ス 債 務               | 5,428            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 101,814          | 退 職 給 付 引 当 金           | 96,540           |
| 土 地                    | 55,000           | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 56,218           |
| リ ー ス 資 産              | 7,571            | 資 産 除 去 債 務             | 10,043           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>61,876</b>    | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,197,785</b> |
| の れ ん                  | 34,937           | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 25,243           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>2,522,537</b> |
| そ の 他                  | 1,695            | 資 本 金                   | 344,457          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>276,806</b>   | 資 本 剰 余 金               | 314,730          |
| 投 資 有 価 証 券            | 61,863           | 資 本 準 備 金               | 314,730          |
| 出 資 金                  | 160              | 利 益 剰 余 金               | 1,863,787        |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 26,952           | 利 益 準 備 金               | 4,710            |
| 長 期 前 払 費 用            | 38               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 1,859,077        |
| 差 入 保 証 金              | 101,385          | 別 途 積 立 金               | 250,000          |
| 繰 延 税 金 資 産            | 104,283          | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,609,077        |
| そ の 他                  | 9,074            | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△437</b>      |
| 貸 倒 引 当 金              | △26,952          | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △583             |
|                        |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △583             |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>2,521,953</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>7,719,739</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>7,719,739</b> |

# 損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 18,000,829 |
| 売 上 原 価                 |         | 14,575,065 |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,425,763  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 2,645,890  |
| 営 業 利 益                 |         | 779,873    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息                 | 377     |            |
| 受 取 配 当 金               | 58      |            |
| 為 替 差 益                 | 8,411   |            |
| そ の 他                   | 2,608   | 11,455     |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 5,878   |            |
| 貸 倒 損 失                 | 1,079   | 6,958      |
| 経 常 利 益                 |         | 784,369    |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 245     |            |
| 債 務 免 除 益               | 10,931  | 11,177     |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 37      |            |
| 減 損 損 失                 | 16,390  |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 22,552  |            |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 119,319 |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 24,485  |            |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額     | 1,125   | 183,910    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 611,636    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 276,437 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △21,945 | 254,491    |
| 当 期 純 利 益               |         | 357,145    |



# 株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで) (単位: 千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |               |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               |
|                             |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 平成22年3月31日残高                | 344,457 | 314,730   | 314,730       |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |               |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |           |               |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |               |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |           |               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |               |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —         | —             |
| 平成23年3月31日残高                | 344,457 | 314,730   | 314,730       |

|                             | 株 主 資 本   |           |           |                    |         |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|---------|
|                             | 利 益 剰 余 金 |           |           |                    | 自 己 株 式 |
|                             | 利 益 準 備 金 | その他利益剰余金  |           | 利 益 剰 余 金 計<br>合 計 |         |
|                             |           | 別 途 積 立 金 | 繰越利益剰余金   |                    |         |
| 平成22年3月31日残高                | 4,710     | 250,000   | 1,308,325 | 1,563,035          | △173    |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |           |                    |         |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |           | △56,394   | △56,394            |         |
| 当 期 純 利 益                   |           |           | 357,145   | 357,145            |         |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |           |           |                    | △263    |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |           |           |           |                    |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | —         | —         | 300,751   | 300,751            | △263    |
| 平成23年3月31日残高                | 4,710     | 250,000   | 1,609,077 | 1,863,787          | △437    |

|                             | 株 主 資 本     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-------------|-----------------|------------|-----------|
|                             | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |           |
| 平成22年3月31日残高                | 2,222,050   | 118             | 118        | 2,222,168 |
| 事業年度中の変動額                   |             |                 |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 | △56,394     |                 |            | △56,394   |
| 当 期 純 利 益                   | 357,145     |                 |            | 357,145   |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △263        |                 |            | △263      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |             | △702            | △702       | △702      |
| 事業年度中の変動額合計                 | 300,487     | △702            | △702       | 299,785   |
| 平成23年3月31日残高                | 2,522,537   | △583            | △583       | 2,521,953 |

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、一部商品に関しては個別法による原価法を適用しております。

（いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は改正法人税法に定めるものと同一の基準によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については改正法人税法に定めるものと同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等償却額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

- ④ 長期前払費用 均等償却しております。  
 なお、償却期間については、改正法人税法に定めるものと同一の基準によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、従業員への賞与支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。  
 なお、退職給付引当金の対象人員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は期末自己都合要支給額としております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員（執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。
- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算処理 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ③ のれんの償却方法 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- (5) 会計処理方法の変更
- ① 資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。  
 これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ1,015千円、税引前当期純利益は2,140千円減少しております。
- ② 企業結合に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 266,040千円

(2) 受取手形裏書譲渡高 79,121千円

### 4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

|      | 前事業年度末     | 増加株式数 | 減少株式数 | 当事業年度末     |
|------|------------|-------|-------|------------|
| 普通株式 | 1,410,000株 | 一株    | 一株    | 1,410,000株 |

(2) 自己株式に関する事項

|      | 前事業年度末 | 増加株式数 | 減少株式数 | 当事業年度末 |
|------|--------|-------|-------|--------|
| 普通株式 | 148株   | 109株  | 一株    | 257株   |

(注) 自己株式の増加株式数109株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成22年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 56,394千円 | 40.00円   | 平成22年3月31日 | 平成22年6月28日 |

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
次のとおり、決議を予定しております。

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成23年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 60,618千円 | 43.00円   | 平成23年3月31日 | 平成23年6月29日 |

(4) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産

|          |          |
|----------|----------|
| 賞与引当金    | 36,877千円 |
| 未払費用     | 5,347千円  |
| たな卸資産評価損 | 6,879千円  |
| 未払事業税    | 10,200千円 |
| その他      | 2,352千円  |
| 繰延税金資産合計 | 61,656千円 |

(固定の部)

繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 退職給付引当金   | 39,071千円  |
| 役員退職慰労引当金 | 22,881千円  |
| 投資有価証券評価損 | 13,620千円  |
| 資産調整勘定    | 23,020千円  |
| 貸倒引当金     | 10,969千円  |
| 資産除去債務    | 4,087千円   |
| 減損損失      | 6,671千円   |
| その他       | 1,519千円   |
| 繰延税金資産小計  | 121,841千円 |
| 評価性引当額    | △13,956千円 |
| 繰延税金資産合計  | 107,884千円 |

繰延税金負債

|                |           |
|----------------|-----------|
| 有形固定資産（資産除去債務） | 3,435千円   |
| その他            | 166千円     |
| 繰延税金負債合計       | 3,601千円   |
| 繰延税金資産の純額      | 104,283千円 |

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|                   | 取 得 価 額 相 当 額 | 減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 | 期 末 残 高 相 当 額 |
|-------------------|---------------|---------------------|---------------|
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 3,533千円       | 3,356千円             | 176千円         |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|       |       |
|-------|-------|
| 1 年 内 | 191千円 |
| 1 年 超 | —千円   |
| 合 計   | 191千円 |

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |       |
|----------|-------|
| 支払リース料   | 769千円 |
| 減価償却費相当額 | 706千円 |
| 支払利息相当額  | 20千円  |

(4) 減価償却相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、これらの債務は決済時における流動性リスクに晒されております。また、買掛金の一部には商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は主に営業取引に係る運転資金であり、返済日は決算日後、最長で3年となっております。また、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品のリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間毎に把握する体制としています。

(イ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、四半期毎に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

(ウ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものについては、次表には含めておりません（(注2)をご参照下さい）。

|                | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円)    | 差額<br>(千円) |
|----------------|------------------|---------------|------------|
| (1) 現金及び預金     | 2, 083, 963      | 2, 083, 963   | —          |
| (2) 受取手形       | 482, 086         |               |            |
| 貸倒引当金 (※2)     | △160             |               |            |
|                | 481, 926         | 481, 926      | —          |
| (3) 売掛金        | 3, 869, 883      |               |            |
| 貸倒引当金 (※3)     | △1, 240          |               |            |
|                | 3, 868, 643      | 3, 868, 643   | —          |
| (4) 投資有価証券     |                  |               |            |
| その他有価証券        | 1, 540           | 1, 540        | —          |
| (5) 買掛金        | (4, 263, 342)    | (4, 263, 342) | —          |
| (6) 短期借入金      | (100, 000)       | (100, 000)    | —          |
| (7) 未払金        | (78, 245)        | (78, 245)     | —          |
| (8) 未払法人税等     | (129, 000)       | (129, 000)    | —          |
| (9) 長期借入金 (※4) | (289, 967)       | (290, 136)    | (169)      |

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) 受取手形に係る貸倒引当金を控除しております。

(※3) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(※4) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は以下のとおりであります。

|                      | 種類 | 取得原価<br>(千円) | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------|----|--------------|------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式 | 1, 068       | 1, 504           | 435        |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 63           | 36               | △27        |
| 合計                   |    | 1, 132       | 1, 540           | 408        |

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

投資有価証券のうち非上場株式（貸借対照表計上額60,323千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表「(4) 投資有価証券」には含めておりません。差入保証金（貸借対照表計上額101,385千円）については、将来のキャッシュ・フローがいつ発生するのかについての見積もりが困難であり、また、過去の実績から返還予定時期等により見積もることも困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|      | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 預金   | 2,083,561    | —               | —                | —            |
| 受取手形 | 482,086      | —               | —                | —            |
| 売掛金  | 3,869,883    | —               | —                | —            |
| 合計   | 6,435,530    | —               | —                | —            |

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 187,331      | 77,696              | 24,940              | —                   | —                   | —           |
| 合計    | 187,331      | 77,696              | 24,940              | —                   | —                   | —           |

9. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

10. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。



**12. 1株当たり情報に関する注記**

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,788円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 253円34銭   |

**13. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**14. その他の注記**

(1) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月27日

ディーブイエックス株式会社  
取締役会 御中

#### 新日本有限責任監査法人

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 宮 入 正 幸 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 矢 崎 弘 直 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ディーブイエックス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年6月3日

ディービーエックス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 小 原 照 久 (印)

監 査 役(社外監査役) 三 縄 昭 男 (印)

監 査 役(社外監査役) 中 村 眞 一 (印)

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への長期的利益還元を重要政策の一つと位置づけ、継続的な安定配当に留意するとともに、業績に応じた配分と内部留保額の決定を行うことを基本方針としております。このような方針のもと当期の期末配当については、以下のとおりいたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金43円  
総額 60,618,949円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成23年6月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 第2条の事業の目的に、介護用品および介護機器の輸出入等を追加するため、同条第6号にこれを追記するとともに、中古医療機器の売買を行うため、第9号に「古物の売買」を追記するものであります。
- (2) 株主名簿管理人の役割について明文化するため、条文を追加するものであります。
- (3) 監査役会の決議の方法について明文化するため、条文を追加するものであります。
- (4) その他、規定の内容を明確にするため、所定の変更を行うとともに、この機会に一部文言を整備するものであります。

## 2. 変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を表します。)

| 現 行 定 款                                                      | 変 更 案                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条 (条文省略)                                                   | 第1条 (現行どおり)                                                                                 |
| (目 的)                                                        | (目 的)                                                                                       |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                     | 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                                                    |
| <u>1.</u> 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業     | <u>(1)</u> 医療用機器、関連周辺機器ならびに関連材料の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業                                   |
| <u>2.</u> 医療用機器ならびに関連周辺機器の研究・開発                              | <u>(2)</u> 医療用機器ならびに関連周辺機器の研究・開発                                                            |
| <u>3.</u> 医療用システムの設計、販売および輸出入                                | <u>(3)</u> 医療用システムの設計、販売および輸出入                                                              |
| <u>4.</u> 医療用コンピューターの設計ならびに製造販売                              | <u>(4)</u> 医療用コンピューターの設計ならびに製造販売                                                            |
| <u>5.</u> 健康および医療に関する機器・器具の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業         | <u>(5)</u> 健康および医療に関する機器・器具の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業                                       |
| <u>6.</u> 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用雑貨品の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業 | <u>(6)</u> 医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、日用雑貨品、 <u>介護用品</u> および <u>介護機器</u> の輸出入および製造販売業、修理業務、賃貸業、リース業 |
| <u>7.</u> 医療および医療用機器全般のコンサルティング業務ならびにサービスの内外提供               | <u>(7)</u> 医療および医療用機器全般のコンサルティング業務ならびにサービスの内外提供                                             |
| <u>8.</u> 医療出版および市場調査を含む関連サービスの内外提供                          | <u>(8)</u> 医療出版および市場調査を含む関連サービスの内外提供                                                        |
| (新設)                                                         | <u>(9)</u> <u>古物の売買</u>                                                                     |
| <u>9.</u> 前各号に付帯または関連する一切の業務                                 | <u>(10)</u> 前各号に付帯または関連する一切の業務                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3条～第8条（条文省略）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>（新設）</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>株式取扱規則</u>による。</p> <p>第11条～第27条（条文省略）</p> <p>（取締役会規則）</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>取締役会規則</u>による。</p> <p>第29条～第36条（条文省略）</p> | <p>第3条～第8条（現行どおり）</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>株式取扱規程</u>による。</p> <p>第11条～第27条（現行どおり）</p> <p>（取締役会規程）</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>による。</p> <p>第29条～第36条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                             | 変 更 案                                                               |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                | (監査役会の決議の方法)<br>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。       |
| (監査役会規則)<br>第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。 | (監査役会規程)<br>第38条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。 |
| 第38条～第48条（条文省略）                                                     | 第39条～第49条（現行どおり）                                                    |

### 第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化をはかるため取締役2名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                               | 所 有<br>株式数 |
|------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | 魚住 洋二<br>(昭和27年4月14日) | 昭和46年4月 株式会社トクスイコーポレーション入社<br>平成18年2月 当社入社 管理本部業務部長<br>平成19年6月 当社 経営企画室長<br>平成22年6月 当社 執行役員 管理本部長<br>平成23年4月 当社 執行役員 管理本部長兼経理部長（現任）                                              | 一株         |
| 2          | 鍋谷 正行<br>(昭和33年4月27日) | 昭和61年10月 株式会社ヘルツ（現 当社）入社<br>平成7年6月 株式会社ヘルツ 取締役 営業部長<br>平成16年2月 株式会社ヘルツとディープイェックスジャパン株式<br>会社の合併により当社専務取締役兼経営企画室長<br>平成20年4月 当社 専務執行役員 総務人事本部長<br>平成22年6月 当社 執行役員 静岡特別プロジェクト長（現任） | 18,000株    |

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化をはかるため監査役1名を増員することとし、選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                          | 所 有<br>株式数 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 塚原 信一郎<br>(昭和22年7月9日) | 昭和45年4月 東京信用金庫入庫<br>平成15年10月 東京信用金庫 国際資金証券部長<br>平成17年8月 当社入社 内部監査室長<br>平成18年6月 当社 執行役員 人事総務本部長<br>平成19年6月 当社 執行役員 管理本部財務担当部長<br>平成21年10月 当社 管理本部業務部長(現任) | 一株         |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持することができるよう、社外監査役小原照久氏、三縄昭男氏及び中村眞一氏の補欠の社外監査役として亀浦大輔氏を選任をお願いするものであります。

なお、本決議は、亀浦大輔氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                            | 所 有<br>株式数 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------|------------|
| 亀浦 大輔<br>(昭和44年4月20日) | 平成14年1月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所<br>平成17年4月 公認会計士登録<br>平成21年10月 橘有限責任監査法人入所 | 一株         |

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者を補欠の社外監査役候補とした理由は、次のとおりであります。

公認会計士としての経験に培われた会計知識を、監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 候補者が社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由につきましては、次のとおりであります。
- 公認会計士として企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 候補者の社外監査役としての独立性につきましては、次のとおりであります。
- ①過去5年間当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
  - ②当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年に受けていたこともありません。
  - ③当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

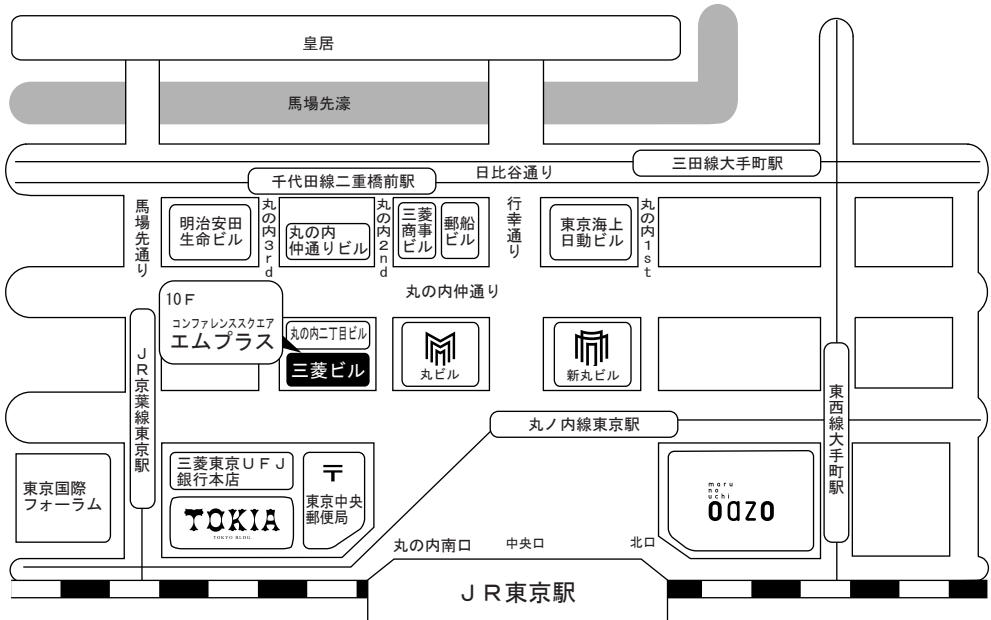
以 上

メ 毛

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル  
 コンファレンススクエア エムプラス10階 「グランド」  
 TEL : 03-3282-7777



## 交通アクセスのご案内

|         |             |           |    |     |
|---------|-------------|-----------|----|-----|
| < JR >  | 「東京駅」       | 丸の内南口     | 徒歩 | 約2分 |
|         | 京葉線「東京駅」    | 10番出口より直結 |    |     |
| < 地下鉄 > | 千代田線「二重橋前駅」 | 4番出口      | 徒歩 | 約2分 |
|         | 丸の内線「東京駅」   | 地下道経由     | 徒歩 | 約3分 |
|         | 都営三田線「大手町駅」 | D1出口      | 徒歩 | 約4分 |
|         | 東西線「大手町駅」   | B1出口      | 徒歩 | 約6分 |

